

原子力規制委員会委員長・委員の欠格要件について

社会民主党 服部良一

政府が8月3日に提出した「原子力規制委員会委員長・委員の要件等の考え方について」は、7月3日に政府が発表した「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」、特にその中で使用されている「原子力事業者等」の定義につき、同文書でも、発表時の細野担当大臣の記者会見でも一切言及がなかった「電力会社から距離を置くことを確保するため」のものであるとして、「電力会社」「メーカー」等に限定され、大学、独法、公益社団は含まれないとの解釈を示している。

しかしながら、原子力規制委員会設置法7条7項3号や炉規法、原賠法、原災法に照らせば、「原子力事業者等」の定義はこれらに限定されないものであり、7月3日付文書に注釈がなく、細野大臣会見でも特段の説明がなかった以上、設置法や炉規法等の既存法令に従い解釈されるのが当然である。

よって、「原子力事業者等」については、8月3日付文書で記されている通り、あくまで政府が、「明示していなかったが、実はこう想定していた」と主張しているだけであり、公式資料・発言で何ら言及がなかった以上、事後的に定義付けを行った可能性も排除されない。

8月3日付文書は設置法及び7月3日付文書の解釈を改めて確認するものではなく、これらとの整合性を欠いた全く新たな文書であるとともに、事前に提示された公式指針たる7月3日付文書を遡及的に改定するものであるとみなさざるを得ない。

このような重大な事態であるにも関わらず、7月3日文書発出時の「想定」を示すだけの文書では到底説明になっておらず、政府は議運に対して、欠格要件について法令や論理に基づいて説明し、疑義に答える義務がある。

【参考】

○原子力規制委員会設置法7条7項（欠格要件）

- 三 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者
- 四 前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

○原子炉等規制法58条1項

製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）（略）

1. 設置法の欠格要件は「兼職禁止」だが、就任までに辞職していればいいのか
・政府の説明は、「辞職予定」だから欠格要件に該当しないというものである

【ポイント】

- (1) 直近まで欠格要件に該当する職にあったものが、就任にあわせて辞職したからいいということは、法の趣旨に照らして問題。事実上、違法に当たる。
- (2) 7月3日政府指針で示された「直近3年間」要件は、「現職ではないからいいという訳ではない」という国会での議論を踏まえたもの。3年以内が問題となるのであれば、直前まで該当職にあった者の就任が認められないということは当然すぎる前提。

2. 設置法の欠格要件と7月3日付文書の欠格要件は連続している

・上述の通り、政府の解釈は、指針の趣旨は「電力会社から距離を置くこと」。よって、指針中の「原子力事業者等」は営利企業を「想定」。大学、日本原子力研究開発機構（JAEA）等の独法、公益社団は含まれない。なお、JAEAが設置法7条7項3号に該当することは政府も認めている。

【ポイント】

- (1) 7月3日付文書でも、公表時の細野大臣会見でも「電力会社」「営利企業」には一切言及せず。「原子力事業者等」を設置法7条7項3号や、「原子力事業者等」を定義した炉規法や原賠法・原災法（「原子力事業者」を炉規法に基づき定義）といった既存法令と別に解釈する余地は全くない。
- (2) 逆に、そうなるとメーカーが排除されるが、「メーカーならいい」との指摘に強く反論できない文書を7月3日に出してしまったということ。直近3年間の職に係る欠格要件は何かという議論以前に、形式・論理の上で無効な説明を政府はしている。
- (3) JAEAを非営利性を理由にア prioriに排除する根拠はない。また、日本アイソトープ協会は法7条7項3号に該当する可能性があり、同様に、7月3日付文書の「原子力事業者等」から排除されることは自明ではない。7月3日に想定が示されていれば、原子力機構等の扱いや、旧動燃と旧原研で差をつけるのか等を含め、議論が起こったはずである。議論を封じ、後出しじゃんけんをしたことは不当であり、更田氏及び中村氏を就任させるがための恣意的解釈との誹りは免れない。

3. 田中氏は実質的に「原子力事業者等の役員、従業者等であった者」に該当する

【ポイント】

- (1) 昨年度の高度情報科学技術研究機構の収入は7億1,221万円、内事業収入は7億1,096万円。そのうち、日本原子力研究開発機構からの事業収入が5億2,089万円。実に総収入、事業収入の73%。高度機構は原子力機構（＝原子力事業者）の関係法人であり、実質的に一体であって、「原子力事業者等」に該当するのではないか。

以上

原子力規制委員会同意人事に係る政府への資料要求について

社会民主党 服部良一

以下の資料を内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室に要求したところ、各法人の所管ではなく、情報を保有していないと回答があった。

下記情報は本同意人事について判断する上で必要なものであり、一議員として関係省庁に個別に照会するのではなく、政府としてとりまとめて提出するよう議運から要請すべきものとする。

なお、吉田忠智参議院議員に文科省が回答したところによると、高度情報科学技術研究機構は平成23年度に日本原子力研究開発機構から約5億2千万円の事業収入を得ており、これは高度機構の事業収入の約73%を占めている（添付資料）。高度機構は原子力機構の関係法人である。

【参考】

○原子力機構によれば、「関係法人」とは次のいずれにも該当する法人であり、高度機構は関係法人として関連情報が公開されている（<http://www.jaea.go.jp/02/keiyaku/kankei.pdf>）。

①原子力機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

②原子力機構の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上経験者が役員、顧問等として再就職している。

○原子力機構「独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況」においても、高度機構は「関連公益法人等」として情報公開の対象となっている。

（<http://www.jaea.go.jp/01/koukai/kanren.pdf>

<http://www.jaea.go.jp/01/koukai/kanren/h22-01.pdf>）

記

1. 下記の法人の過去3年度の事業収入

- ① 高度情報科学技術研究機構
- ② 放射線安全フォーラム
- ③ 放射線被ばく者医療国際協力推進協議会
- ④ 日本地震学会
- ⑤ 日本活断層学会
- ⑥ 日本アイソトープ協会

2. 1の内訳（特に、各年度の上位10者等の情報）

3. 金額の多寡に係らず、1に掲げる法人が原子力規制委員会設置法7条7項3号及び4号に規定する事業者、設置者及び団体から得た過去3年度の事業収入
4. 1に掲げる法人の3に掲げた事業者、設置者及び団体との本年度の取引・契約状況
5. 高度情報科学技術研究機構が日本原子力研究開発機構の関係法人であることの実事確認

以上